

議案第31号

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例(平成15年条例第34号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項から第4項までに規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の用に供する施設をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供する施設をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>